

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○企業間の連携とオープンイノベーション：事業における新たなビジネスチャンスを創出するために、他の業者や関連産業との連携を積極的に図ります。オープンイノベーションを推進し、異業種からのアイデアや技術を取り入れることで、よりクリエイティブで競争力のあるサービスの提供を目指します。また、M&Aなどの事業統合により、取引先の事業拡大や地域的な強化をサポートし、相互に成長する協力関係を築きます。

○IT実装支援とデータ活用：不動産取引や管理業務におけるITの活用を推進します。共通EDIの構築やデータの相互利用により、不動産情報の共有を円滑化し、取引プロセスの効率化を図ります。また、IT人材の育成支援を通じて、取引先が最新のテクノロジーを活用できる環境を整えます。サイバーセキュリティ対策の助言や支援も行い、データの安全性を確保します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○成果の公平な配分：事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」となるよう分かれています。公正な利益配分により、取引先との信頼関係を強化し、共に繁栄する基盤を築きます。

○理念浸透の徹底：従業員が「購買基本方針」等に基づいて判断・行動できるよう、毎日の朝礼時にに行う理念の唱和を通じて、従業員への理念浸透に向けた教育を徹底します。共通の理念と価値観を共有することで、取引先との連携が一層強化されると考えています。

○取引先満足度調査の実施：毎年度、定期的に「取引先満足度調査」を実施します。取引先の声に真摯に耳を傾け、調査結果をもとに長期的な信頼関係の構築に努めます。調査結果を踏まえた取引改善を行い、取引先の要望に対応するための具体的な施策を打ち出します。

○約束手形の利用の廃止と電子記録債権への移行：約束手形の利用を廃止する取り組みを進めます。現金払いや電子記録債権への移行を推進し、取引プロセスの効率化とリスク軽減を図ります。これにより、取引先との信頼関係を一層深め、円滑なビジネス取引を実現します。

当社は、これらの取り組みを継続的に推進し、パートナーシップ構築宣言に掲げた目標の達成に尽力します。取引先との協力により共に成長し、社会に貢献する事業者を目指します。

2023年7月21日

株式会社 Library Homes

企 業 名

代表取締役 西村 竜馬

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。